

○石川県警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令

平成12年3月15日

石川県警察本部訓令第4号

改正 平成19年3月29日警察本部訓令第12号

石川県警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令を次のように定める。

石川県警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令

石川県警察職員の服務に関する訓令（昭和47年石川県警察本部訓令第4号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 職務倫理（第4条）

第3章 服務

第1節 通則（第5条－第12条）

第2節 指導・監督（第13条・第14条）

第3節 服務心得（第15条・第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、石川県警察職員（以下「職員」という。）が、県民の信頼にこたえるとともにその協力を得ることができるよう、高い倫理観及び厳正な規律を保持し、警察の職務を適正かつ能率的に遂行するため、保持すべき職務倫理及び服務上守るべき事項について定めるものとする。

（準則）

第2条 職員の職務倫理及び服務は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び警察職員の職務倫理及び服務に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第1号）その他別に定めるところによるほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 所属長 各所属の長以上の職にある者をいう。

(2) 職員 警察官及び警察官以外の警察職員をいう。

第2章 職務倫理

（職務倫理の保持）

第4条 職員は、次に掲げる職務倫理の基本事項を保持するとともに、高い倫理観の涵養に努めなければならない。

(1) 誇りと使命感を持って、国家と国民に奉仕すること。

(2) 人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行すること。

(3) 規律を厳正に保持し、相互の連帯を強めること。

- (4) 人格を磨き、能力を高め、自己の充実に努めること。
- (5) 清廉にして、堅実な生活態度を保持すること。

第3章 服務

第1節 通則

(服務の根本基準)

第5条 職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、その職務の遂行に当たっては、不偏不党かつ公平中正を旨とし、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(法令等の厳守)

第6条 職員は、その職務の遂行に当たっては、法令、条例、規則及び上司の職務上の命令を厳守し、その権限を濫用してはならない。

(信用失墜行為の禁止)

第7条 職員は、国民の信頼及び協力が警察の任務を遂行する上で不可欠であることを自覚し、その職の信用を傷つけ、又は警察の不名誉となるような行為をすることのないよう、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 職務上必要がある場合のほか、いかがわしい人と接触し、又はその場所に立ち入らないこと。
- (2) みだりに金品の貸借、商取引、訴訟事件その他民事事件に関与しないこと。
- (3) 支払能力以上の負債をしないこと。
- (4) 勤務に支障を及ぼし、又は品位を失するような飲酒、かけ事、遊興等をしないこと。
- (5) 所属長の承認を受けないで、職務に影響を及ぼすおそれのある所見を公表し、又は新聞、雑誌等にこれを寄稿しないこと。
- (6) 警察本部長の許可を受けないで、寄附金その他金品の募集、あっせんをしないこと。
- (7) 社会道徳に反する異性間の交際はしないこと。
- (8) セクシュアル・ハラスメントその他これと疑われるような言動はしないこと。

(個人に関する情報の保護)

第8条 職員は、職務上個人に関する情報の取扱いが多いことを自覚し、正当な理由なく、職務上知り得た個人に関する情報を漏らしてはならない。

(職務の公正の保持)

第9条 職員は、職務の公正が疑われることがないように、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 名目のいかんを問わず、職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受け、又は求めるような行為をしないこと。
- (2) 職務に利害関係を有する者と職務の公正が疑われるような方法で交際しないこと。
- (3) 職務の公正が疑われるような政治的又は宗教的議論をしないこと。

(融和と協調)

第10条 職員は、規律を重んじ、礼節を尊び、相互の融和と協調を旨とし、一致協力して事に当たらなければならない。

(自己の研さんと責任回避の禁止)

第11条 職員は、常に法令の研さん、技能の修得、心身の鍛練に努め、職務の遂行に当たっては、その責任を回避してはならない。

(市民応接)

第12条 職員は、次に掲げる事項を守り、適切な市民応接に努めなければならない。

- (1) 応接に際しては、親切、丁寧、迅速を旨とし、常に相手の側に立った応接を心掛けること。
- (2) 各種の届出や相談を受けたときは、主管事務や管轄区域のいかんを問わず、適切な措置を採ること。
- (3) 来訪者の立場になって、常に窓口の施設環境の改善及び事務処理手順の簡素化、合理化に努めること。

第2節 指導・監督

(幹部の心構え)

第13条 所属長は、この訓令の定めるところについて、所属職員に対して、徹底を図らなければならない。

2 各級幹部は、自らの品位と見識を高め、よく上司を補佐し、率先垂範を旨として部下の指導・監督に当たらなければならない。

(指導・監督のあり方)

第14条 部下の指導・監督に当たっては、次の事項に留意し、組織としての機能が十分に発揮されるように心掛けなければならない。

- (1) 厳格な規律と節度ある気風の振粛に努めること。
- (2) 部下に対しては常に温情を持って接し、公正な扱いをすること。
- (3) 職場の融和と明朗化を図り、明るい勤務環境の確立に努めること。

第3節 服務心得

(職員の服務心得)

第15条 職員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) やむを得ない場合のほかは、職務上の報告、連絡又は、届出は、速やかに所属長に行うこと。
- (2) 勤務の内外を問わず、警察運営上必要と認められる事項を認知したときは、速やかに所属長に報告すること。
- (3) 職務上過ちを犯したときは、速やかに上司に申し出て、指示を受けること。
- (4) やむを得ない事由により届出のできない場合のほかは、無断で欠勤、遅刻又は早退をしないこと。
- (5) 外出するときは、常に行き先を明らかにし、不時の呼出しに応じられるようにしておくこと。
- (6) 執務時間外において、非常参集、招集等に応じられないときは、上司に申し

出て指示を受けること。

- (7) 勤務時間中、みだりにその場所を離れないこと。
- (8) 給貸与品及び公の物品は、盗難、紛失又はき損に十分留意するとともに、常に良好な状態で使用又は保管し、事故があったときは、速やかにその状況を所属長に報告すること。

(身だしなみ及び携帯品)

第16条 職員は、常に身体及び服装を清潔かつ端正に保たなければならない。

2 警察官は、制服を着用した場合は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 喫煙しながら、又はズボンのポケットに手を入れて歩行したり、制帽又はヘルメットを着用しないでパトカーを運転するなど、見苦しい態度をとらないこと。
- (2) 職務執行のため必要がある場合のほか、傘、杖その他制服に相応しくないものを携帯しないこと。
- (3) 病気その他の理由により、所属長の承認を得た場合のほか、サングラス及び偏光レンズ付き眼鏡を用いないこと。

3 警察官は、勤務中は警察官の服装についての規則、訓令等で定めのあるもののほか、次に掲げる物品を携行しなければならない。ただし、所属長が、勤務の性質上必要がないと認めたものについては、この限りでない。

- (1) 警察手帳
- (2) 警笛
- (3) けん銃及び警棒
- (4) 手錠
- (5) 名刺

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。